

焼津市農業委員会 12 月総会議事録

1 日時

令和 6 年 1 2 月 1 3 日（金）午後 2 時 30 分 ～ 午後 4 時 00 分

2 場所

焼津市役所本庁会議室 1 A

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	有谷 歳幸	○	8	西尾 雅志	○	1 5	村松 達雄	○
2	石田 芳雄	○	9	増田 龍治	○	1 6	横山 文哉	○
3	山下 早苗	○	1 0	杢村 輝夫	○	1 7	河合 英夫	○
4	桜井 亮平	×	1 1	村松 正二	○	1 8	深津 三郎	○
5	鶴橋 俊次	×	1 2	村松 章	○	1 9	杉本 芳郎	○
6	内田 宏	○	1 3	梅原 利浩	○			
7	藁科 光生	○	1 4	吉田 とり	○			

4 事務局出席者

局長 油井光晴 主幹 杉村達哉 主査 高橋雅代 主任主事 杉原千洋

5 議事日程

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の専決受理について

第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の専決受理について

第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の専決受理について

第 4 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による農地賃貸借の合意解約について

第 5 号 農地の利用目的変更届出について

第 6 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可について

第 7 号 転用等確認について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について

第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可について

第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

第 5 号 焼津市農業振興地域整備計画の変更（案）の意見聴取について

事務局	開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。 総員 1 9 名中、ただ今の出席委員は、<u>1 8 名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。
-----	--

議長	ただ今から令和6年12月総会を開会します。 初めに、本日の議事録署名人を指名します。 2番、石田芳雄委員、18番、深津三郎委員、両名にお願いします。 それでは、報告事項から始めます。 報告第1号から報告第7号までを、一括して議題とします。 事務局の説明を求めます。
事務局	【報告第1号から報告第7号までを説明】
議長	質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第1号から報告第7号までを承認することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、報告第1号から報告第7号までは、承認することに決定しました。 続きまして、議事に入ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」の番号22、及び議案第2号「農地法第5条の規定による許可について」の番号33は、関連する議案でありますので、一括して審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第1号、番号22及び議案第2号、番号33を朗読後、説明】 本件は、営農型太陽光発電事業のために、農地法第3条による区分地上権の設定及び第5条による賃借権の設定をするものであります。 申請地は、サッポロビール静岡工場から南へ約400mに位置している市街化調整区域内の農用地区域内の農地で青地農地であります。 申請地の南側及び北側は道路、東側は田及び宅地、西側は田であります。 太陽光発電事業は借人が行い、下部の耕作者は借人の関連会社である法人が利用権を設定し、榊(さかき)を栽培しています。 太陽光発電事業者と営農者が異なる場合は、農地に対するパネルが占める面積について、区分地上権の設定をしなければなりません。 当該施設は、平成28年4月及び平成31年3月、令和3年2月に農地法の許可を得て既に建設されているもので、一時転用の期限である3年を迎えることから、更新手続きのために申請を行うものであります。 権利の設定面積は、パネル432枚の下部面積の900㎡であります。 土地所有者及び営農者の同意もあり、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 以上が、農地法第3条の申請となります。 引き続き関連案件の農地法第5条の規定による許可、番号33について説明いたします。 本件は、今の議案第1号で説明した、営農型太陽光発電事業に関連し、岡当目の農地1,325㎡の内、営農型太陽光発電施設のパネルを支える支柱、引込柱、パワコン支柱の断面積0.1064㎡について、耕作ができない部分となることから、一時転用するための5条申請であります。

	審査したところ、本案件は、農用地区域内農地の不許可の例外規定の「一時転用」に該当する案件であり、転用期間は３年で、その転用期間は適用の範囲内であります。 パネル下部の農地の榊(さかき)の栽培計画については、植え替えによる成長のバラツキはありますが、初期に植えたものは現在約２ｍまで成長し、今後３年程度で収穫し出荷できるとのことです。 その後の収穫については県内他地域のサカキの収穫と同等が見込めること、太陽光パネルの撤去費は借人が負担するという合意がなされていることなど事業実施の確実性もあることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
地区委員 １０番	地区の委員で、１２月２日に現地調査を行い、１２月６日申請地の場所でヒアリングを行いました。 今回の申請は、４回目の更新となります。最初の申請では、畑わさびを栽培しておりましたが、１年目、２年目ともに失敗をしてしまい、榊に作物の変更がされました。その後の耕作状況は雑草に負けてしまっている年もありましたが、３回目の更新あたりから専属の管理者の方が付き、耕作状況に改善が見られました。 ただし、申請のとおり、３年程度で出荷の時期が見込まれるため、次回の更新時には必ず出荷をすること、また出荷したことがわかる書類を求めることを条件とし、本申請について許可相当とさせていただきました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第１号の番号２２、及び議案第２号の番号３３を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第１号、番号２２、及び議案第２号、番号３３は許可することに決定しました。 次に、議案第２号、番号３４を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第２号、番号３４を朗読後、説明】 申請地は、大井川河川敷の陸上競技場より南へ約８５０ｍに位置している第３種に該当する農地です。 本件は、中島の農地について、太陽光発電敷地として利用するために転用したいという申請であります。 譲受人は、太陽光発電事業を行う法人ですが、事業を行う適地を探していたところ、申請地は日照条件が良好であり、譲渡人においては耕作が難しいことから本計画に同意し、今般の申請に及んだものであります。

	申請地の北側は雑種地、東側はお寺の境内地、南側及び西側は水路であります。 審査したところ、南側の水路の境界壁が低いため、資料の写真のとおり、水量が多い時期には民地内に水が大量に入り込んでしまうことから、水路沿いの約47mにコンクリート柵板を設置し、民地内に水が入り込まないように対応することを確認しました。 転用面積は適正で、隣接地には農地がないことから、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、吉永地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 11番	事務局からの説明のとおりです。 申請地は休耕地となっており、草の管理がされているような状態でありました。隣接する道路は狭く、農作業時に駐車するスペースがない土地になります。 周りの水田に与える影響は軽微であります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号34を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第2号、番号34を許可することに決定しました。次に、議案第2号、番号35を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第2号、番号35を朗読後、説明】 申請地は、ショッピングセンターグランリバーより南西へ約500mに位置している第3種農地です。 本件は、相川の農地について、住宅敷地への通行路拡幅として利用するために転用したいという申請であります。 写真のとおり、公道から譲受人の自宅までは長い私道となっていますが、幅員が狭く、災害時の救急車や消防車等の緊急車両の通行がしやすくなるために、今般の申請となったものです。 申請地の北側・西側は田、東側は道路、南側は通行路であります。 審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となりますが、既に着工済みであることから始末書を提出していただきました。 転用面積は適正であり、周辺の農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。

推進委員 30番	地区委員で12月3日に現地調査を行いました。 申請内容は、宅地に入る道路部分について緊急車両が入れないため、拡幅するというものです。すでに拡幅工事がされていますが、相続時に手続きが未了であると発覚したようです。 事務局の説明のとおり、始末書の提出もあり、隣接する農地に影響も無いことから、許可相当と考えます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号35を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第2号、番号35を許可することに決定しました。 次に、議案第2号、番号36を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第2号、番号36を朗読後、説明】 申請地の場所は、市立大井川中学校より西へ約50mに位置している第1種農地です。 賃借人は、現在、隣接地で社会福祉施設である児童クラブ放課後等デイサービスの経営をしております。 施設横の空き部分は狭く、施設所有の車両で駐車スペースが埋まっており、送迎用の車が駐車するスペースが無いことから、隣接地の賃貸人の了解を得て、今般の申請に及んだものです。 申請地の北側及び南側は水路、東側は雑種地、西側は田であります。 審査したところ、申請地の選定に当たっては、周辺の複数の宅地・雑種地・3種農地等で検討をしていただきましたが、利用者が障害をもつ児童であることから、送迎に安全な場所を確保したく、隣接地であるこの場所を選定したものです。 本案件は、第1種農地の不許可の例外規定であります「住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」、いわゆる「にじみ出し」に該当する案件であります。 また、転用面積は適正で、周辺の農地との境界にはコンクリートブロックを新設し影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします
議長	それでは、相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
推進委員 30番	説明のあったとおり、申請地について、不足している駐車スペースとして拡張したいという申請になります。 転用にあたり、用排水へ与える影響は軽微であります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号36を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第2号、番号36を許可することに決定しました。次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を審議します。本議案に関係する委員につきましては、本議案の採決が終わるまで退室をお願いします。 【退室】 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第3号を朗読後、説明】
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり決定しました。 それでは、退席されていた委員の入室を認めます。 【入室】 次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を審議します。本議案に関係する委員につきましては、本議案の採決が終わるまで退室をお願いします。 【退室】 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第4号を朗読後、説明】
議長	説明が終わりました。 それでは、質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号を原案のとおり、計画を策定することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第4号を承認することに決定しました。 それでは、退席されていた委員の入室を認めます。 【入室】 次に、議案第5号「焼津市農業振興地域整備計画の変更（案）の意見聴取について」を審議します。 それでは、市農政課の説明を求めます。
市農政課	【議案第5号を説明】 農業振興地域整備計画とは、おおむね10年先を見通し、優良な農地の

	確保・保全及び農業振興の各種施策を計画的に実施するための計画となります。 5年ごとに定期的な見直しを実施し、その際に農業委員会等の関係機関の意見聴取をさせていただいております。 主な変更内容は、①地籍調査等による管理面積の精査、②公共事業で道路整備等による農用地区域からの除外、③農地の大区画化、水管理システムの導入等の農業の効率化、生産性の向上を図る農用地利用計画などの変更となります。 (その他配布資料についての説明) 今後のスケジュールとしては、関係機関の意見聴取をし、事前協議を終了したのち、年度末までに整備計画の公告まで完了させていただく形となります。 以上、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。 それでは、質疑を許します。質疑はありますか。
地区委員 1 番	私が担当する地区では、農地が宅地と宅地に挟まれているような場所がたくさんあります。一団の農地だけではなく、そのような宅地に挟まれた農地についても、10年後についても農地の保全をしていく考えであるのか、それとも青地の除外等をしていくのか教えてください。
市農政課	地域計画の中で具体的な話になれば、5年ごとに行う定期的な見直しによる計画の中で反映していきます。 また、計画の中にもありますが、担い手のひとつである半農半Xの方の育成について、農業に興味のある方が耕作をしていく際に、そのような場所を活用していくことも検討しております。
議長	その他に、質疑はありますか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第5号を原案のとおり、計画を変更することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第5号を承認することに決定しました。 以上をもちまして、令和6年12月総会を終了します。 ご協力ありがとうございました。